

奈良県告示第四百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
香芝市関屋 （〇〇一） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	香芝市関屋 （〇〇一） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	
香芝市関屋 （〇〇三） 急傾斜地	次の平面図 のとおり	香芝市関屋 （〇〇三） 急傾斜地	次の平面図の とおり	
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項		
				奈良県高田土木事務所及び香芝市役所土木課
				奈良県高田土木事務所及び香芝市役所土木課

崩壊警戒区				
域		崩壊特別警戒区域		
				役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。